

平成23年度

福島町議会定例会7月会議 議会提出議案説明資料

○発委第1号関係

福島町議会会議条例の一部改正について…………… P 1

○発委第2号関係

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について…………… P 2

発委第 1 号

福島町議会会議条例の一部改正について

1. 改正の理由

議員定数は、議会制民主主義の根幹をなすものであるが、適正な議会運営のために議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について明確な理論的根拠はありません。議員定数は、財政ありき、あるいは人口減という要素だけで判断するものではなく、各々の町における議会の本来的機能を十分に発揮していくための組織・構成の観点にたって検討すべきものと思います。

議会基本条例の前文にあるように、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すことになり、「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。

福島町の将来人口の推移や、議員一人当たりの人口、財政負担などを考慮した上で、議員定数を 1 人減とし、11 人とするものです。現行より議員は 1 人減となりますが、民意の反映が低下する危惧を極力避けることができ、また議会活動に重要な常任委員会も現行の 2 常任委員会を維持することが可能になります。

2. 改正の内容

議員定数 12 人を 1 人削減して、11 人に改正するものです。

3. 施行期日

次の一般選挙から施行する。（平成 23 年 8 月 16 日執行予定）

4. その他

福島町議会基本条例諮問会議に現行の議員定数 12 人を 11 人に改正することについて諮問し、原案どおり同意する答申を得ています。

発委第2号

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1. 改正の理由

現行の議員歳費は、松前町との合併協議の破綻を受け、福島町として自主・自立の運営を選択したことや深刻な財源不足などを考慮して、行財政改革を求める立場の議会自らが議員に厳しい内容の改正が必要と判断して、議員定数の削減と併せて歳費を削減したのになっています。削減の内容は、議員12人で10人分の経費を賄うという考え方です。この結果、平成22年7月1日現在の福島町の議員歳費は全道の類似団体の中では最も低い額となっています。

全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はなく、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、判断が極めて難しい点がありました。結果としては、議員の議会活動日数と町長の職務遂行日数の比率を三役（町長、副町長、教育長）の平均給料月額に乗じて算定する「福島町方式」とし、議員歳費174,000円を標準額とするものです。

福島町の財政状況及び将来の財政推計、財政負担などを考慮した上で、議員歳費の標準額を10%減とし、156,000円とするものです。なお、役職の調整は、委員長は1.08、副議長1.19、議長1.49をそれぞれ議員歳費に乗じて得た額（千円未満切り捨て）とするものです。

2. 改正の内容

次のとおり歳費月額を改正し、標準額を算定する「福島町方式」を別表1として定めるものです。

議長	232,000円	副議長	185,000円	常任委員長	168,000円
議会運営委員長	168,000円	議員	156,000円		

3. 施行期日

平成23年9月1日から施行する。

4. その他

福島町議会基本条例諮問会議に現行の議員歳費を増額改正することについて諮問し、原案どおり同意する答申を得ています。また、町長より福島町特別報酬等審議会に議員歳費の増額改正について諮問し、原案どおり同意する旨の通知を受けています。